

令和元年度 第12回豊能町教育委員会会議（2月定例会）会議録

日時： 令和2年2月17日（月） 午前10時00分開会

場所： 豊能町役場2階 大会議室

出席者：	教育長	森田 雅彦
	教育長職務代理者	宮崎 純光
	教育委員	太田 佳子
	教育委員	川村 新
	教育委員	岸本 恵子
	教育委員	坂口 敏子
事務局：	教育次長	八木 一史
	教育総務課課長	入江 太志
	教育支援課課長	内野 慎也
	子ども育成課長	田家 充
	生涯学習課課長	中谷 匠
	教育総務課課長補佐	中谷 康彦

傍聴者： 3名

会議次第

○審議事項

- 第10号議案 令和2年度 教職員管理職人事について
- 第11号議案 豊能町教育委員会事務分掌規則の改正について
- 第12号議案 豊能町立留守家庭児童育成室条例施行規則等の改正について
- 第13号議案 豊能町教育委員会事務専決規程及び豊能町教育委員会教職員分限懲戒審査委員会規程の改正について
- 第14号議案 豊能町小中学校における携帯電話の取り扱いに関するガイドラインについて
- 第15号議案 令和2年度 豊能町教育基本指針（案）について

開会 午前10時00分開会

（議長）

それでは、会議をはじめます。

ただいまの出席人員は6名であります。過半数に達していますので、ただいまから令和元年度第12回豊能町教育委員会会議（2月定例会）を開会いたします。

会議録署名人を宮崎職務代理にお願いいたします。

本日は、審議事項6件を議題とさせていただきます。

最初の第10号議案につきましては、教職員管理職人事であるため、豊能町教育委員会会議規則第5条の規定により秘密会として審議したいと思いますがいかがでしょうか。

(議長)

全員異議なしと認めますので、第10号議案は、秘密会とします。

傍聴者並びに事務局職員の退出を求めます。

= 意見集約 =

(議長)

全員異議なしと認めますので、第10号議案は、秘密会とします。

傍聴者並びに事務局職員の退出を求めます。

= 全員異議なし =

【第10号議案は秘密会議のため非公開】

(議長)

それでは秘密会を解きます。傍聴者、事務局職員の入室を許可します。

(議長)

第11号議案「豊能町教育委員会事務分掌規則の改正について」でございます。

なお、第12号議案「豊能町立留守家庭児童育成室条例施行規則等の改正について」、並びに第13号議案「豊能町教育委員会事務専決規程及び豊能町教育委員会教職員分限懲戒審査委員会規程の改正について」も第11号議案に関連した規則・規程の改正でありますので、まとめて審議をお願いしたいと思います。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

それでは、第11号議案「豊能町教育委員会事務分掌規則の改正について」、次に、第12号議案「豊能町立留守家庭児童育成室条例施行規則等の改正について」、第13号議案「豊能町教育委員会事務専決規定及び豊能町教育委員会教職員分限懲戒審査委員規程の改正について」、一括してご説明申し上げます。

本件は、令和2年4月1日より、町長部局におきまして、組織機構が改編され、所掌事務の

変更がございます。前回の1月教育委員会会議の定例会で八木次長が機構改革についてお伝えいたしましたが、教育委員会事務局におきましても、同様に令和2年4月1日より、組織を改編し、組織名及び分掌事務の変更するため、関係規定の改正をお願いするものでございます。本日の資料の中の組織機構図（令和2年4月1日現在）をご覧ください。

教育委員会では、事務局に、新たに部を規定し「子ども未来部」とするものでございます。また、部の下に4課の体制は変更ありませんが、課では「教育支援課」を「義務教育課」に改め、義務教育課の下に新たに「保幼小中一貫教育推進室」を設置するものでございます。「子ども育成課」については、漢字の「子」をひらがなに改めております。他の課の名称の変更はございません。また、各課室の事務分掌についても今回の組織機構の改編に合わせて改正をしております。

今回、これらの組織機構の改編に伴い、事務分掌も含めて関係する規則及び規定の改正を行うものでございます。

それでは、第11号議案「豊能町教育委員会事務分掌規則の改正について」ご説明申し上げます。新旧対照表もあわせてご覧ください。

第2条第1項の組織の条項でございますが、先ほどご説明した部、課、室を表に改めております。以下、部、課、室の名称の改正に係る説明は、新旧対照表のとおりですので説明は省略させていただき、それ以外の改正についてご説明致します。

第4条の職員の規定ですが、第1項第1号では、教育次長を部長の名称に改めております。また、同項に第3号を加え、室に「室長」の職を規定しております。

第5条、第6条、第7条の改正では、「教育次長」が担っていた職務等を「部長」に改めております。

次に、別表第1の各課室の事務分掌の規定でございますが、まず、Ⅰの教育総務課についてでございますが、今回部の庶務に関することを新たに規定しております。町長部局では各部の中に部の庶務を担う課を規定しております。教育委員会事務局においても、今回、部を設置することから、教育総務課が部の庶務を担うことを規定するものでございます。

次に新旧対照表の4頁をお開きください。今回、Ⅱの義務教育課の下に保幼小中一貫教育推進室の事務を新たに4つ規定しております。一つ目は、保幼小中一貫教育に関すること。2つ目から4つ目は、学校等再編に係るものを規定しております。関係機関及び団体等との連絡調整に関すること、また、調査・研究及び推進に関すること、総合調整に関することをそれぞれ3つ規定しております。

次にⅢの「子ども育成課」でございますが、障害児福祉に関することですが、令和2年4月より町長部局の福祉課へ事務移管することとしておりますので、今回、削除しております。また、「地域子育て支援センターに関すること」、及び、「子育て世代包括支援センター（基本型）に関すること」を新たに加えております。現在でも、子ども育成課でこれらの事務を担っておりますが、今回規程として新たに加えるものでございます。

次に新旧対照表の5頁をお開きください。Ⅳ生涯学習課ですが、「社会体育に関すること」を削除しております。次の項目に、「社会体育及びレクリエーションに関すること」の規定がございますので、今回、整理をさせていただいております。

この規程の施行は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

第11号議案の説明は以上でございます。

次に、第12号議案「豊能町立留守家庭児童育成室条例施行規則等の改正について」、ご説明申し上げます。

今回の第11号議案の豊能町教育委員会事務分掌規則の改正をうけまして、部や課の名称や職名の変更が必要となる5件の規則等を一括で改正するものでございます。また、一部文言の整理等も併せて改正しておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、規則本文と、資料をそれぞれお付けしてありますのであわせてごらんください。最初に本文の第1条として、豊能町立留守家庭児童育成室条例施行規則の様式第2号の改正でございます。現行の様式第2号の資料をご覧ください。様式中の平成の文言を削除し、様式の中ほどに記載がある教育支援課及び連絡先を「こども未来部こども育成課」に改めるものでございます。

次に第2条として豊能町学校問題調査対策委員会規則の一部改正でございます。現行規則の資料をご覧ください。当該規則の第6条の庶務担当課を「教育支援課」から「こども未来部義務教育課」に改めるものでございます。

次に第3条として、豊能町教育委員会職員の職名等に関する規則の一部改正でございます。現行規則の資料をご覧ください。当該規則第4条第1項第1号中の「教育次長」を「部長」に改め、「課長」の次に「室長」を加えるものでございます。

次に第4条として、豊能町社会教育委員会議規則の一部改正でございます。現行規則の資料をご覧ください。当該規則第7条の庶務担当課の名称を「教育委員会事務局こども未来部生涯学習課」に改めるものでございます。

次に第5条として、豊能町公民館運営審議会規則の一部改正でございます。現行規則の資料をご覧ください。当該規則第12条の庶務担当課の名称を「教育委員会事務局こども未来部生涯学習課」に改めるものでございます。

この規程は令和2年4月1日から施行するものでございます。

第12号議案の説明は以上です。

次に第13号議案「豊能町教育委員会事務専決規程及び豊能町教育委員会教職員分限懲戒審査委員会規程の改正について」ご説明申し上げます。これにつきましても、第11号議案の豊能町教育委員会事務分掌規則の改正をうけまして、関係する規程を一括で改正を行うものでございます。

第1条として、豊能町教育委員会事務専決規程の一部改正でございます。本文と現行規程の資料を付けておりますのであわせてご覧ください。

当該規程の第2条第5号中の「内部組織」を「課」に改め、第6号中の「教育次長」を「部長」に改めております。また、同条第10号の「館長等」の後に規則第4条第1項第3号に規定する「室長」を加えるものでございます。この第10号の改正については室長の専決権を館長と同等に規定するものでございます。

また、第3条及び別表中の「教育次長」を「部長」に改めるものでございます。以上が専決規程の一部改正に関するものでございます。

次に、第2条として、豊能町教育委員会教職員分限懲戒審査委員会規程の一部改正でありますが、現行の規程資料をお付けしておりますのであわせてご覧ください。第3条第2項中の「教育次長」を「部長」に改め、同条第3項中の「教育支援課長」を「義務教育課長」、「子ども育成課長」の子がひらがなの「こども育成課長」に、「総務課長」を、令和2年4月から町人事の事務を担う「秘書人事課長」に、それぞれと改めるものでございます。また第6条の庶務担当課の名称を「教育委員会事務局こども未来部教育総務課」に改めるものでございます。この規程は令和2年4月1日から施行するものでございます。以上が、第13号議案の改正内容の説明でございます。

なお、第11号議案から第13号議案の改正本文の文言等につきましては、法制文書担当課等の確認をお願いしており、その際、改正趣旨に影響のない範囲で、言い回しや文言等と軽微な修正などがある場合がございますので、その際は事務局一任でお願いしたいと存じますので、よろしく申し上げます。

説明は以上です。よろしくお願いたします。

(議長)

第11号議案、第12号議案、第13号議案この3つの議案について一括して説明していただきました。令和2年4月より組織改革が行われ、それによる組織名および分掌事務の変更が行われるための関係規程の改定をお願いするものでございます。

質疑等がありましたらお出してください。

(委員)

2点確認したいのですが、第11号議案の4頁、4/5と書いてる頁の左側、こども未来部義務教育課保幼小中一貫教育推進室のところは、大きい番号はいらぬのですか。下に、Ⅲ、Ⅳと番号があるのですが。

(事務局)

この表の中では、数字が課の番号としておりますので、これは表示上の問題かもしれませんが、室は課の下にぶら下がるということで今回、義務教育課の2番の最後のところに室という区分を番号をとらずに記載をして4つの事務分掌を規定しているように表示をしたものです。

(委員)

間違いなければ結構です。

もう1点ですが、留守家庭の第12号議案の平成を削るというところですが、5頁、ここは削った場合に令和か平成かというイメージがあると思うんですが、西暦で書く場合があるかなと思うんですがそれはどちらでもいいということですか。

(事務局)

ここは西暦でも特段かまいません。

(委員)

わかりました。以上です。

(委員)

第11号議案の新旧対照表の4頁のところの障害児福祉に関することが町長部局に移るといことなんですが、どのような内容についてでしょうか。子どもに関することは教育委員会の子ども育成課で今までやってきたように思うのですが、それをまた福祉の方に移すというその意味合いについてです。

(事務局)

障害児福祉に関することは、教育委員会の子ども育成課で今年度持っておりました。障害者の福祉に関することは、町部局で持っておりますので、関連しますで今回は町部局の方で一括してやっていただこうと、その方が事務効率が上がるのではないかとということで町部局の方に移しましたが、こどもに関する情報は教育委員会によく入ってきますので、その辺は連携して行うということで、教育委員会と部（生活福祉部）で約束はしているところであります。

(事務局)

今、子ども育成課で行っております障害児福祉の関係ですけれども、主だった部分は障害児の通所施設につきまして受給者証を発行したりとかというのがメインとなっております。障害者の方でも同じような事務がございます、国保連合会とかと連携しながらそういった事務を行っておるんですけれども、そういった部分も福祉部局にパソコンがあり、子ども育成課にも同じパソコンがあるというように2重に違う場所で同じ事務を行っているということがあります。ですので当初福祉部局から別れ、教育委員会にきた段階では、子どもというくくりで障害児のみを引き継いだわけですが、実際のところ該当の方が来られた時の窓口で、障害者はこちら障害児はこちらということで、窓口で迷われたとかいろんなことがございまして、今回内部調整をしまして、やはり（障害）者であっても（障害）児であっても同じ窓口で行う方が、窓口としてはわかりやすいだろう。おそらくですけども吉川支所の方に新たに福祉の相談室ができますので、そちらの方で事務を行うというふうには若干聞いておるわけですが、そういった感じで今回は子ども育成課から福祉課に移すということになったわけでございます。

(委員)

改正には直接関係ないんですが、第11号議案の3頁ですが、義務教育課の内容の「教育研究団体の指導に関する事」というのは、PTAというのがここに含まれるのですか。

(事務局)

こども未来部の義務教育課の中で、教育研究団体の指導に関する事の部分でのお話です

よね。随分前は生涯学習課の方がその事務分担もしておったんですけども、教育支援課の方に移行するという形になって、7～8年経つと思うんですけども、今後保幼小中一貫教育の中でPTAの形もどのようにしていくかという議論も踏まえてここでやっていきたいと思っています。

(議長)

他にございませんでしょうか。

質疑を終結します。採決を行います。只今説明のありました、第11号議案「豊能町教育委員会事務分掌規則の改正について」、並びに第12号議案「豊能町立留守家庭児童育成室条例施行規則等の改正について」、そして第13号議案「豊能町教育委員会事務専決規程及び豊能町教育委員会教職員分限懲戒審査委員会規程の改正について」賛成の方の挙手を求めます。

＝全員挙手＝

(議長)

挙手全員であります。

よって第11号議案、第12号議案、第13号議案は可決されました。

(議長)

続きまして第14号議案「豊能町小中学校における携帯電話の取り扱いに関するガイドラインについて」でございます。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

第14号議案「豊能町小中学校における携帯電話の取り扱いに関するガイドラインについて」ご説明させていただきます。

まず、このガイドラインですが、昨年度末、大阪府の携帯電話の取り扱いに関するガイドラインというものが出ました。それを受けまして1年かけて各市町村でガイドラインを作成していくようにということで、各市町村が保護者、地域、学校の意見を聞きながらまとめるという作業を行ってまいりまして、本町においてもまとめるための話し合いを各学校で進めていただきました。その結果、豊能町としてはこういう形でまとめたいということで今回お示しをさせていただくものでございます。

3頁をご覧ください。本町においては、豊能町のルールとして5点を基本にやっということになりました。読み上げさせていただきます。豊能町のルール、登下校中の安全安心のために、保護者が携帯電話所持の必要性を感じ、学校に申請があった場合のみ、校内持ち込みを認めます。携帯電話の校内持ち込みについては、保護者の責任とします。破損、紛失等のトラブルについて、学校は一切責任を持ちません。携帯電話の利用については、学校では禁止。保管は学校の実情に合わせて行います。学校の指示にしたがってください。登下校中の災害や緊急時等どうしても連絡しなければならない場合のみ利用を認め、それ以外の使用は原則認めません。歩きスマホは禁止。ルール違反があった場合は、学校と保護者が

協力して児童生徒に指導を行います。というふうにさせていただきました。中身を少し具体的に説明させていただきたいと思います。まず1番目です。ね学校に申請があった場合のみ、校内持ち込みを認めます。というのは、従前より豊能町の場合はこの小学校、中学校もやっておりましたが、その形を特に変える必要はないのではないかというご意見が多数寄せられましたので、今までと同じ形で申請があった場合のみ校内持ち込みを認めるというような形にさせていただき進めていきたいなと思っております。ちなみに大阪府下どこも今ガイドラインをまとめているところですが、8割から9割はこの方法をとっています。1割から2割は、原則持ち込みを認めると、ただし学校では使用は禁止というような学校が1割、2割あるという状況でございます。二つ目の携帯電話の校内持ち込みについては、保護者の責任とします。というところは基本保護者がきちんと子どもとお話をしてもらって、ルールの確認もしてもらって行うという意味も含めて責任というふうにしております。破損とか紛失等のトラブルというのは今までも年間1件有るか無いかぐらいでしたが、基本保護者の方に責任を持ってもらって、仮に万が一、教員の過失によって携帯電話が壊れるというようなケースも考えられなくはありません。そういう場合については、協議を行うという形になると思いますが、保護者の責任ということで第一義として確認させていただきたいという思いで書かせていただいています。三つ目の携帯電話の利用については、学校では禁止というのはこれまでどおりでございます。保管は学校の実情に合わせて行います。学校の指示に従ってください。そこの文言については、本町の中学校の2校はもともと学校保管という形にさせていただいています。加えて東能勢小学校の方も学校保管。つまり学校にきましたら職員室に行って、申請のあった子には学校が預かります。で学校から帰る時にまた職員室に行って返してもらうということを、両中学校と東能勢小学校はやっております。ほかの3校につきましては、基本申請があってカバンの中で保管をするという。一切触らない。登下校中どうしてもやむを得ない場合以外は触らないというような形でやっておりました。これをそろえるということも検討したんですけれども、今の学校の実情で大きく問題がないことと、変更することによっての不具合というようなことが起こってくるのではないかと、具体的に言いますと、西の小学校の3校、特に東ときわ台と光風台は携帯電話を持っている子が結構数が多いので、その子たちの携帯を全部預かるという形にすると、職員室で預かる保管庫ですとか、その時間に必ず人がいないといけないという状況が考えられるのかということで、現状で行けるならその方がありがたいというお声もありましてこのようにさせていただいております。四つ目、登下校中の災害や緊急時等どうしても連絡しなければならない場合のみ利用を認め、それ以外の使用は原則認めません。歩きスマホは禁止。これも元々災害とか緊急時を想定しておりますのでそれ以外は使えませんというようなことを原則としております。とはいってもですね、小学校中学校の子で、今持ってきている子たちを見ても、塾の送り迎え等でどうしてもそれが必要だという方については許可申請があった場合、許可とさせていただいています。ですので、前提としてはおりませんがどうしても連絡しなければならない場合という文言の中にそういうことも含まれているというのが現状でございます。最後、五つ目でございますが、ルール違反があった場合は、学校と保護者が協力して児童生徒に指導を行いますということで、この後細かく児童とか学校とか保護者に対してこういうことを大事にしてくださいというふうに書いている部分があるんですが、基本ルール違反がないように保護者の方に指導をいただきあった場合については一時預かったりですね、また保護者の方に取りに来ていただくというような措置を含めて学校と連携してくださいねという意味で書かせ

ていただいております。以下、先ほどお話しさせていただきましたが、保護者の皆さんへこういうことを大事にしてほしい。児童の皆さんへは保護者にお伝えしたことをかみ砕いて、また教職員の皆さんへはどのような指導が今後大事なのかということを書かせていただいております。

最後に、保護者向けのお便りとして先ほどの豊能町のルールを説明させていただきましたが、そこで述べさせていただいている部分を抜粋しまして3月には保護者の方に周知をし、来年度よりこのガイドラインを基に各校で進めていくというような形でさせていただけたらなということで資料を付けさせていただいております。

簡単ですが、説明の方は以上とさせていただきます。ご審議いただき、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

(議長)

それでは、第14号議案につきまして質疑等がございましたらおたください。

(委員)

いま携帯とかスマホ、おそらく日本の人口よりたくさん出荷されていると思うんですが、もう全員が持っている中であって今回も許可せざるを得ないし、そうであるべきだと私も思っています。ただ、携帯とかスマホの使い方に対する指導は書面だけだとたぶんあまり伝わらないので、そういう研修とかを児童向けにもやる必要があると思います。具体的な例をあげたり動画を見せたりして。それだけではちょっと足りなくて、おそらく保護者の方にも同じような形で研修とかをすべきだと思っていて、例えば子どもだけが知っててこういう使い方はだめだと親が知らなくてそれをやった場合に、それあかんねんと言っても聞いてくれないから言いにくい状態が発生しそうだなと。そうすると子どもが素直に親に注意できないとか、そこに気持ち的にねじれが生じていって、大人はええんかみたいなことになっていきそうな気がするので、親の世代も急激に発達したデバイスなんで教育が必要だなと思っていますので、両方に向けた指導とかを入れてほしいと思います。

このルールについては、特に異論はありません。

(委員)

お便りではみんな読まないとかあるので、PTAの総会とか参観の懇談会であるとか、その前に先ほど申し上げた会長会で各学校のPTAの役員さんにお伝えしてそこからしていただくとか、顔を合わせたところで知らせるということをしていただいたらと思います。

(委員)

3月に保護者に周知する文書がこの5頁になるんですか。

(事務局)

10頁の保護者向けお便りになります。

(委員)

5頁とかのこの内容というのは、これは府が出したものですか。豊能町がまとめたもので

すか。

(事務局)

10 頁の一番下に、詳しくは豊能町立小中学校における携帯電話の取扱いに関するガイドラインをご覧ください。という形にさせていただいて、9 頁までの分をホームページにアップさせていただきたいと思えます。保護者の方々には、わかりやすく一枚ものでまずご周知をさせていただき、ガイドラインも見ていただければという形でさせていただきたいと思っています。学校の方には、この保護者向けも含めましてすべて印刷して先生方にいきわたるようさせていただきたいと考えています。

(委 員)

10 頁の方を出していただくということなんですけれども、同意書は各学校で作る形になるんですか。

(事務局)

今、各学校とも同意書を作っている学校がほとんどなんですけども、委員ご質問の同意書については、同意書等という形にさせていただいております。ここは、実は学校によりましては、今まで連絡帳に許可していただいけませんでしょうかとやってた学校もありましたので、それも一応、同意書として扱えるように同意書等とさせていただいて、必ず学校には保護者から申請をするという形で、その形はこだわらないということで進めていきたいと考えています。

(委 員)

4 頁のところの一番下、本ガイドラインにおける携帯電話とは以下のものをいいます。のところの注意のところがよくわからなくて、これは携帯電話にはあたらないということでどういうふうに扱っていいのですか。

(事務局)

注のところですね。保護者へのお便りの中でも書かせていただいているんですが、携帯電話というものが色んなツールでいろんな連絡ができるものが世の中にはあふれていまして、これ携帯では無いよとか、ゲーム機なんですけど明らかに、これ携帯電話ですよというような、通信ができてしまいますのでというような混乱がないように、タブレット端末とかゲーム機とか音楽プレーヤーは携帯電話ではないという解釈。それを持ってこないよということなんです。それは携帯電話としては認めませんということを書いてここに書いています。書き方も難しく、府の文書をそのまま使わせていただいている、これは携帯電話だ。これは携帯電話ではないと明確に分けにくいものが世の中に出てきておまして、電話とかメールができるもので、それを携帯電話として認めるということにするんですが、それ以上広がらない、多岐に渡って子どもが色んなものを持ってこないという、少しオブラートに包んだ文書でございますが、この文書を使わせていただいているということです。

(委 員)

文書というのは難しいと思うんですが、先生方から子どもへの注意の時ははっきり、それはあかんねんということをお願いできないと、ゲーム機などを通信に使っていることもある。

(事務局)

わかりました。

(議長)

質疑を終結します。採決を行います。只今説明のありました、第14号議案「豊能町小中学校における携帯電話の取り扱いに関するガイドラインについて」賛成の方の挙手を求めます。

=全員挙手=

挙手全員であります。よって第14号議案可決されました。

続きまして第15号議案「令和2年度 豊能町教育基本指針(案)について」でございます。事務局より説明を求めます。

(事務局)

第15号議案「令和2年度 豊能町教育基本指針(案)について」ご説明させていただきます。

まず、教育指針の方ですが、昨年度と比較しまして変更した点についてご説明します。

2頁をご覧ください。はじめにということで教育長の方から文書を作成していただいて載せております。できるだけわかりやすく短くということで教育長の方がまとめていただいておまして、そのあと豊能町保幼小中一貫校のグランドデザインというものを3頁目に載せさせていただきました。そのあと、令和2年度の重点目標ということで、まずは保幼小中一貫校のグランドデザインの取り組みということで、保幼小中一貫教育と地域とともにある学校づくりのこと。学校再編に向けた取り組みについて進めていくというようなことを大きな1番と2番にさせていただきました。そのあと、例年でしたら学校教育がそのあとにくるんですが、保幼小中一貫教育を進めていくということもございまして就学前保育教育から本町の場合は大切にやっていくということも含めまして3番、4番に就学前保育教育を持ってまいりまして、そのあとが学校教育の重点施策を持ってきております。最後に生涯学習課の主な取り組みということでまとめております。そのあたりが本年度と比べて変更となっております。

そこから重点目標についてのそれぞれの取り組みについてここも書きぶりを少し変えさせていただきます。6頁をご覧ください。保幼小中一貫教育のグランドデザインに基づいた取り組みとして、(1)保幼小中一貫教育の推進とあります。そのあとリード文がありまして指示事項というところにそれぞれ目標という名前を付けまして星印は主に教育委員会事務局がとりまとめるべき内容、その他については学校、園、所も含めてみんなで取り組んでいきたいと思いますというようなことで、教育委員会が特に取り組む事項については、それが分かりやすいように表記をさせていただきます。あと、それぞれ学校教育、就学前教育、生涯

学習課それぞれがですね目標の番号をその課で取り組むものについては続けて数字を乗せられるように配慮をしているところでございます。これまでと大きく文言が変わっているところというのは、大きな1番と大きな2番以外は、従前の取り組みを大切にしながら新しい取り組みを少しずつ加えさせていただいてまとめさせていただいたところです。書きぶりとしては、学校教育と就学前教育の方は指示事項という言葉を使っています。生涯学習課の方は、重点事項という言葉を使ってよりわかりやすいような形で少し文言を整理させていただきました。

最後に資料として、30頁以降にこれまで本町の方で作成した大切な指針等は一番最後につけさせていただくという形でまとめているものです。

簡単ですが説明の方は以上とさせていただきます。

ご審議賜り、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

(議長)

説明が終わりました。ご意見ご質問をお出しいただくようお願いいたします。

(委員)

最初の重点目標のところ新たに再編に基づいてはいつているところのその2番目の学校の再編に向けた取組みの中の(4)のところの東・西地区の学校行事や取組みを検討・実施しながら、少人数に応じた指導について研究・取組みの推進とあるんですが、私はそのことも大事だと思っているんですけども、西地区については学校の規模が大きくなりますよね、その時に、例えば西地区の小学校で考えてみたら吉川小学校の10人とか10人に満たないような子どもたちを指導してきた先生が、20人、30人の集団を指導する力量を付けてほしいなという思いがあります。だからその辺のところの豊能町の先生方の少人数に向けた指導は結構たけているんですが、集団が大きくなった時に学級集団作り方がもう一つうまくいってないなと。そのあたりが今の東能勢小学校の状況があるのではないかと感じているところなので、このあたりについては、もうちょっと考えてほしいなというのが1点です。

つぎに、6頁のグローバル人材の育成のところですが、もうちょっと英語教育のことを最初の重点だとするなら、もう少し大きなものにしたらよくないのかなと思いました。キャリアパスポートの活用みたいなことも現状とどのようにリンクしていくのかなとちょっと気になっています。子どもたちが、キャリアパスポートを書いているところを見たことがなかったので気にかかりました。

ちょっと飛びますが、学習指導要領のところ、カリキュラムマネジメントのことが書かれているが、15頁の目標4のカリキュラムマネジメントを確立し、教育活動の質の向上を図ること。とあるが、カリキュラムマネジメントは各学校の特色を活かした形で、学習効果の最大化を図るといふのがあるので参考にしてほしい。

次に、目標7のところプログラミング学習の導入のことがあるが、文科省の指導要領にあるようにプログラミング的思考の育成というのが小学校では重要になってくるので、そのあたりもどうかと思いました。それから、障害のある子どもの自立と支援の中に、在日外国人児童生徒の問題と性的マイノリティの問題が入っているが、これは項目がちょっと、ともに学び育つというのはわかるが、大きな目標が障害のある子どもの自立支援になっているので、ここは場所を変えた方がいいのでは。府の場合は違うところに入っていたと思います。

だから、人権尊重の教育の推進あたりのところに性的マイノリティとか在日外国人のことを入れた方がいいのではないかと思います。それと、18頁の道徳教育の充実のところ、道徳教育全体にばくっとなっているので、特別な教科道徳みたいなところをしっかりと柱として入れた方がいいのではないかと思います。それと、心の教育のところ、またキャリア教育の推進が入っているが、これはグローバル人材のところに入っている、重なってくるので整理をした方がいいと思います。19頁のいじめ、暴力行為等のところで、学期1回のアンケート調査や個人ノートとあるんですが、この個人ノートとは何を指しているのかわからない。薬物乱用防止教育についても、ちょっと場所が違うのではないかな。薬物乱用防止教育は、健やかな体とかの方がいいのではないかな。目標44の西・東地区の年間を通じた取組み、合同イベントの検討はちょっと走りすぎてませんか。前に大きく出している、体力づくりの指示事項として入るのはどうなのかなという疑問がある。学校組織のところの目標59番の学校協議会委員等の意見を学校運営に活かすというのは、学校評価の外部評価のひとつとして学校協議委員は意見を言っていると思うので、わざわざここで指示事項に入っているのはどうか。最後のあたりの地域の教育コミュニティづくりと家庭教育の支援は、前に出ているのでここでまた出てくるのはどうか。地域とともにある学校というところであると思うので、ここでまた教育コミュニティづくりというところを出さないといけないといけないのか。

(事務局)

委員がおっしゃっていたことも含め、もう一度3月の教育委員会議でお示ししたいと思っています。新しいスタイルにすることで今まで見えなかったものが見えてきていると感じました。新しいスタイルにすることで足りない部分も見えてきましたので、もう一度ご指摘いただいた点も含めて精査をして、3月に提出をさせていただいてご審議いただく形にさせていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

(議長)

継続審議ということでよろしいか。

(委員)

はい。

教職員の組織的持続的な人材育成のところ、府の分の文言の中で入れてほしいものがあるが、開かれた学校づくりのところ、学校長のリーダーシップの下にということや人権のところにも教職員の人権意識をもっと高めなあかんという文言が府の方にはあると思うが、そのあたりのところが抜けていると思うので入れた方がいいと思います。

(事務局)

委員ご指摘の部分については、今までと書きぶりが変わってしまっていて、リード文の中でできるだけ大事なことを書かれているような形にさせていただいたうえで、指示事項を出すという形になっているので、ご指摘の文言がないということではないと理解していますが、もう一度そのあたりが分かりやすいような形でまとめていきたいと思っています。

(事務局)

今回は継続審議ということにさせていただき、3月までに個々に意見をいただいて3月にもう一度出すということでお願いしたい。

(委員)

グローバル人材のところでもいきなり目標に「フォニックス」というのが出てきますが、これは英語教育外国語教育のところにあった方がよいのでは。19頁の人権についてのところで、子どもの権利条約ということも大事ではないかと思うので、それも加えていただいたらいいかなと思います。

(議長)

他に意見はありませんか。

(委員)

3頁の重点政策の2で、東西地区にそれぞれ小中一貫校を設け地域とともにある学校づくりを進めるということだが、私は東西にひとつずつ有った方がいいという考えには至ってなくて、ここまで書くと教育委員会の総意だというふうに見えてしまう。これで行くと子どもたちの東西の交流というものが現状維持かより衰退するのではないかという懸念を抱えています。

(議長)

他に意見はありませんか。

(委員)

15頁の「SDGs」とか「ビブリオバトル」については、ある程度日本語に訳す方が分かりやすい。

(委員)

人権尊重のところ、入れてほしいと思うのは、府の冊子の10頁のエにある、先生たちが子どもに向けてやる人権教育だけではなく、自分の意識を常に見つめ直すというようなところを入れてほしい。それがないと先生はやっているつもりでも先生自身が分かっていないところもあるのではないかと思います。

(議長)

いろんなご意見をいただきました。いただいたご意見を踏まえまして事務局の方でもう一度検討し、3月の教育委員会議に再度ご提案させていただくという形をとりたいと思います。15号議案につきましては、継続審議ということにしますので採決は取りません。

つぎに、前回会議以降の各課の報告に移ります。

順次、事務局より報告を求めます。

事務局

- ・2月15日開催の第1回教育フォーラム in とよのについて

- ・ 保幼小中一貫教育推進についての保護者説明会の報告について
- ・ 配布の提供資料について

教育総務課

- ・ 留守番電話設置状況について
- ・ 中学校給食の受託業者視察について
- ・ 入学前支給の認定状況について
- ・ 教育委員の豊能地区都市ブロック研修会について

教育支援課

- ・ G I G Aスクールについて

子ども育成課

- ・ 新学期の入所入園予定者への説明会の実施について
- ・ 豊能町子ども子育て支援事業計画（案）のパブリックコメントについて

生涯学習課

- ・ 3月の事業予定について

(議 長)

各課からの報告をいただきました。
ご意見、ご質問等はいかがでしょう。

(委 員)

東ときわ台小学校の普通教室以外へのエアコンの設置予定は。

(事務局)

来年度の予定はしていない。

(委 員)

秘書政策課にきたメールについて、対象児童の保護者向けアンケートを行ってくださいというのがあるが、この辺りは切実な思いがあるかと思うが、町長の回答では今後ともご質問ご意見をお聞きしていきますとあるが、これは何かに出ていくという形だと思うが、実際に該当する保護者の意見の集約をどのようにするのか。

それから、コミュニティスクールについて、先日フォーラムがあったがあの話は先生方に認識していただかないといけない。先生方もまだ他人事というように感じる。先生方に実際やっている方の話を聞いてもらうとか、先生方が立ち上がってもらわないとコミュニティスクールがなかなかうまくいかないのではないかと考えています。

(事務局)

保護者アンケートの件については、保護者アンケートをすれば住民アンケートも求められ

ることが懸念され、ますます混乱するのではないかということも思っています。また、遅くなると老朽化による雨漏り等の修繕が必要となり高額な修繕費が必要となってくるのではないということも考えています。

学校の先生方ですが、今回20名ほどの先生方に来ていただいたのですが、その辺については校長会教頭会での周知をしていきたいと考えています。

(委員)

先生方に向けては、校長先生、教頭先生を通してでは無くて直接のものも考えてほしい。

(議長)

事務局内部では、先生方に対して3月に研修会を持たないかと話をしているところです。

他、よろしいですか。

それでは、これもちまして令和元年度第12回豊能町教育委員会会議（2月定例会）を閉会いたします。

長時間にわたりまして、ありがとうございました。

閉会 午後0時18分